

令和8年度森林情報共有システム用
衛星デジタル画像等賃貸借契約書（案）

広島県を甲とし、[]を乙として、甲と乙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。

（目的）

第1条 乙は、広島県森林情報共有システムのベースマップとして利用可能な衛星デジタル画像データ等を甲に賃貸し、甲は、これに対して料金を支払うことを約した。

1 品名	衛星デジタル画像または航空写真データ
2 対象範囲	広島県全域
3 閲覧用ライセンス数	50
4 仕様	別紙「令和8年度森林情報共有システム用 衛星デジタル画像等賃貸借業務 仕様書」による

（賃貸借の期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日（契約締結日）から令和9年3月31日までとする。

（賃借料）

第3条 貸付物件の賃借料は、[]円（消費税及び地方消費税込み）とする。

（賃借料の支払い）

第4条 甲は、契約期間満了の日から10日以内に、本契約に基づく業務（以下「本業務」という。）の検査を実施し、乙への検査結果の通知を行わなければならない。

- 乙は、前項の検査に合格したときは、賃借料の支払いを甲に請求することができる。
- 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。
- 甲がその責めに帰すべき事由により第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（遅延利息）

第5条 甲は、前条の支払期限までに賃借料を支払わないときは、支払期限到

来の日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で算定した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡などの禁止）

第7条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、または契約による権利を譲渡し、もしくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第8条 甲、乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に属する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（実地調査など）

第9条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を求めることができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

（管理責任者）

第10条 乙は、本業務の技術上の管理をつかさどる管理責任者を定め、その氏名、その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。

（本業務の変更及び一時中止）

第11条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 前2項の規定により業務を変更または一時中止した場合において、甲は、必要があると認められるときにあつては履行期間若しくは賃借料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときにあつては必要な費用を負担しなければならない。

(契約金額又は履行期間の変更)

第 12 条 前条の場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙の協議に基づき、書面によりこれを定めるものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(サービスの動作確認)

第 13 条 甲は、本業務の開始から起算して 10 日以内に本業務について動作確認を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

2 乙は、前項の動作確認の結果、完了とならず、乙に原因があり、本業務について甲からは是正又は改善を求められた場合は、遅滞なく当該是正又は改善を行わなければならない。この場合、当該是正又は改善の完了を本業務の動作確認の完了とみなす。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 正当な理由なく第 9 条第 1 項に規定する報告の求めに応じず、又は調査に協力しないとき。
- (5) 第 9 条第 1 項に規定する業務に従事する者に係る報告又は調査において、法令違反が判明し、当該違反が過失以外の場合であるとき、又は当該違反については是正されないとき。

(6) 第 19 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、賃借料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 2 項の場合において、第 6 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第 15 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を

有していると認められるとき。

- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
 - (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 第14条第2項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 第17条 甲は、業務が完了するまでの間は、第14条第1項、第15条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

- 第18条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等からの不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（受注者の解除権）

- 第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 第11条第1項の規定により仕様書等を変更したため賃借料が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第11条第2項の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（損害賠償）

- 第20条 甲又は乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被

った場合、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。なお、その際の請求総額は、貸借料の金額を上限とする。

(貸付物件の返還)

第 21 条 契約期間が終了したとき又は第 14 条から第 17 条及び第 19 条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、貸付物件を速やかに乙に返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

(損害金の予定)

第 22 条 甲は、第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、貸借料の 10 分の 2 に相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙に請求するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前 2 項の規定は、第 4 条第 1 項の規定による検査に合格した後も適用されるものとする。

(管轄裁判所)

第 23 条 この契約に係る訴訟については、広島地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第 24 条 この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲、乙が記名・押印して、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所 広島県広島市中区基町 10-52
氏 名 広島県
代表者 広島県知事 横田 美香

乙 住 所
氏 名